

### 1 現状の課題と政策の方向

近年、豪雨や地震等により農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が発生。

こうした地域において農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、関東農政局においても、農業水利施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の防災・減災対策を実施。

### 2 関東管内の取組状況

#### (1) 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

##### (取組の概要)

令和5（2023）年度に関東管内で実施中の農村地域防災減災事業の実施地区数は256地区である。主な事業内容は、ため池の改修、用排水施設の整備、農地保全整備、地すべり対策などである。

##### (事例) 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の取組状況 【静岡県牧之原市 ため池群(いけぐん)坂口(さぐち)谷川(やがわ)地区】 (R5事業完了)

ため池の決壊等による下流域への被害を未然に防止するため、洪水吐の流下能力が不足しているため池を改修し、地域の安全性向上を図る。

##### ○ 地区の現状

二ノ谷池は、明治時代に築造されたため池で、洪水吐の流下能力が不足し、大雨時に洪水が堤体を越流、決壊することで、下流の農地、家屋等に被害を及ぼすことが懸念されていた。



##### ○ 事業による効果

洪水吐と放水路の整備を行ったことで、令和4（2022）年台風15号に伴う大雨で発生した洪水を安全に流下させることができ、ため池の決壊及び決壊による下流の農地、家屋等への被害を防止した。（\*主要施設はR4までに実施）

## (2) 防災重点農業用ため池の防災工事等の推進

平成30（2018）年7月豪雨による被害を踏まえ、国が新たな基準を設定し、それに基づき都道府県が令和元（2019）年5月に防災重点ため池を再選定。その結果、その数は約11,000箇所から約64,000箇所（関東管内は2,546箇所）に大幅に増加し、地方公共団体からは、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要と多くの声。

このため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2（2020）年10月1日施行）」を制定。

関東管内の防災重点農業用ため池を見直し2,546箇所から2,294箇所（令和3（2021）年7月31日時点）に減少。

### \* 「防災重点農業用ため池」

・ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（（①100m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があるもの、②500m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上のもの、③浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上のものなど））。

\* 特措法の期限である令和12（2030）年度末に向けて、防災重点農業用ため池の評価（劣化状況、地震・豪雨耐性）、工事（対策工事、廃止工事）を進めて行くことに伴う防災重点農業用ため池の追加指定、廃止により、防災重点農業用ため池の数は変動する。

関東管内防災重点農業用ため池数：2,260箇所（令和6（2024）年3月31日時点）

茨城県 36、栃木県 178、群馬県 195、埼玉県 244、千葉県 383

東京都 7、神奈川県 2、山梨県 89、長野県 688、静岡県 438

\* ため池に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_tameike/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/)  
（農林水産省）

